

◇本計画の目的

本計画は、野田市の望ましい環境像を（環境の将来の目標像）を明らかにして、市、事業者及び市民の全ての人々が、それぞれの立場で連携・協働して望ましい環境像を実現するために取り組んでいく計画です。

◇本計画の考え方

本計画は、「野田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が協働して環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針などを示す、環境分野の最上位計画として策定するものです。

◇環境像

基本方向

施策の方針

重点施策

「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、六つの基本方向を達成するため、20の施策の方向について、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取組を展開します。さらに、本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、四つの「重点施策」を提案します。

◇本計画の役割

- ◎環境の現状をとらえ、問題点や課題を示します。
- ◎目標とする環境像を定め、それを実現するための基本方向を示します。
- ◎基本方向を達成するための個別的な目標と具体的な施策を示します。
- ◎市、事業者及び市民等が行う具体的な取組を示します。
- ◎環境基本計画を推進していくための方策を示します。

◇本計画の見直しの考え方

本計画は、国や県の関連法や条例、関連計画と連携し、「野田市総合計画」と整合を図りながら、市の各種施策の環境に関する事項や施策の推進状況を勘案し、市の取り組みや目標を見直します。

◇本計画の期間・目標年次

本計画は、平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行います。

◇各主体の役割

本計画に取り組む主体は、本市の構成員（市、事業者、市民）に教育関係者とNPO等の市民活動団体を加えて設定します。

豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田

1. 自然との共生の確保

（自然環境）

- 1-1 里山の保全と活用
- 1-2 自然とのふれあいの確保
- 1-3 生物の多様性の保全

2. 快適な都市環境の確保

（地域環境）

- 2-1 豊かな緑の確保
- 2-2 ふれあえる水辺づくり
- 2-3 良好な景観の形成
- 2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承

3. 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

（地球環境）

- 3-1 廃棄物の減量化の推進
- 3-2 資源化の推進
- 3-3 不法投棄の防止
- 3-4 環境マナーの普及啓発

4. 地球環境保全への貢献

（地球環境）

- 4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
- 4-2 エネルギーの効率的利用の促進

5. 環境への負荷の少ない社会の実現

（地球環境）

- 5-1 大気環境の保全
- 5-2 水質環境の保全
- 5-3 騒音・振動・悪臭防止
- 5-4 地質環境の保全

6. みんなが参加する取組

（環境保全）

- 6-1 環境教育・環境学習の推進
- 6-2 環境情報の共有とネットワークづくり
- 6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

1. 生物の多様性の保全

2. 廃棄物の減量・リサイクルの推進

3. 地質環境保全施策の推進

4. 環境教育・環境学習の推進

◇市の役割◇

市は、環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全に関する計画の策定や施策を実施していくという役割を担っています。

◇事業者の役割◇

事業者は、事業活動において、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に参加・協力し、持続的に発展できる社会を構築していくという役割を担っています。

◇市民の役割◇

市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承していくという役割を担っています。

◇教育関係者の役割◇

教育関係者は、研究や調査を通じて得られた知見を広く市民に伝えとともに、環境教育の実施、子どもたちの感受性を育成し、人材を育てるという役割を担っています。

◇NPO等の市民活動団体の役割◇

NPO等の市民活動団体は、環境保全活動の率先的な取組を行い、環境情報の提供、事業者や行政の取組を評価・提言するという役割を担っています。

◇各施策の主な見直し内容

- 1－1 里山の保全と活用
- 1－2 自然とのふれあいの確保
- 1－3 生物の多様性の保全

◇1-1 里山の保全と活用 具体的な取組◇

里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。

全市域の生き物調査により、里地里山として、市内の水田やその周辺の山林の現状把握を行います。

市民や市民団体、ＮＧＯ・ＮＰＯ等との連携協働による里地・里山保全活動を実施し、健全な里地・里山の自然環境の維持・管理に努めます。

◇1-2 自然とのふれあいの確保 具体的な取組◇

みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め野田市独自の農業の展開を図ります

樹林地等を始めとする豊かな森林生態系を保全・活用するため、市民や市民団体、間伐・下草刈り等の実施市民活動団体との協働によりその保全に努めます。

◇1-3 生物の多様性の保全 具体的な取組◇

市民参加による生物多様性に関わる活動を推進し、生物多様性への理解を深めます。

ＮＰＯと市民が実施する自然・生物多様性の保全・再生活動等への支援を行うとともに、当活動の推進を図ります。

「野田市貴重な野生動植物保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき江川地区を最重要エリアとして、地区指定、協定締結や買取協議申出による計画的な用地取得を推進し、保全・再生エリアの維持・拡大を図ります。

水田における水域の連続性を確保するため、魚道の設置等により水路と田面の落差を解消し、生息空間のネットワーク化を保全していきます。

コウノトリの試験放鳥を実施し、近い将来のコウノトリ野生復帰を目指して取り組みます。

江川地区をモデル地区とした市域エコロジカル・ネットワークの取組を、市全域の取組に広げていきます。

生き物調査等による既存データを基に、市内における絶滅のおそれのある野生動植物に関する生息状況や生物学的な特徴等をまとめた「野田市レッドデータブック（仮称）」と、該当する種を一覧にした「野田市レッドリスト（仮称）」を作成します。

湿地の保全・再生に向けた継続的な管理活動の基盤となるデータの蓄積を図るため定期的なモニタリング調査等を継続します。

- 2－1 豊かな緑の確保
- 2－2 ふれあえる水辺づくり
- 2－3 良好な景観の形成
- 2－4 歴史的文化的遺産の保護・継承

◇2-1 豊かな緑の確保 具体的な取組◇

市民参加によるふるさと花づくり運動やグリーントラストバンクを推進します。

みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。

公園を始めとする公共用地の緑化や街路樹等の適正な維持管理を図ります。

◇2-2 ふれあえる水辺づくり 具体的な取組◇

貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、水と緑のネットワークの形成を図り、野生生物の生育・生息空間の確保に努めます。

◇2-3 良好な景観の形成 具体的な取組◇

みどり豊かな公園や歴史的な資源を活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。

水辺景観や田園景観を活かしつつ、点在する身近な歴史的資源を活かした野田市の歴史を伝える景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。

◇2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承 具体的な取組◇

市内に点在する歴史的文化的遺産の保全と活用等により景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。

豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

- 3－1 廃棄物の減量化の推進
- 3－2 資源化の推進
- 3－3 不法投棄の防止
- 3－4 環境マナーの普及啓発

◇3-1 廃棄物の減量化の推進 具体的な取組◇

「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の一人１日当たりの排出量を平成 22 年度比で 3 0 %削減を目指しごみの減量に取り組みます。

資源化不適物や焼却残渣を加えた最終処分量を平成 3 3 年度に 4 , 6 4 4 t /年を目指し、削減に取り組みます。

ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、「野田市廃棄物減量等推進審議会」の意見を踏まえ、指定ごみ袋無料配布枚数の見直しなど、ごみ減量施策について検討して行きます。

事業系ごみの排出抑制に向けて、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。

各家庭の生ごみを堆肥化することでごみ減量化に繋がることから、より多くの家庭で生ごみ処理装置を普及させる目的として、生ごみ堆肥化装置購入助成金制度の周知・推進します。

食品廃棄物（食品ロス）の削減について、ホームページや市報等で啓発し、実施していない飲食店や販売店に対しても働き掛けて行きます。

◇3-2 資源化の推進 具体的な取組◇

ごみの分別収集の徹底等に取り組み、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる資源化を推進します。

リサイクル展示場の運営など、資源を有効に利用するための仕組みを推進します。

◇3-3 不法投棄の防止 具体的な取組◇

野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準を定め、不法投棄等が多発している場所にはカメラを設置し、個人のプライバシーを保護しつつ不法投棄の防止に努めます。

◇3-4 環境マナーの普及啓発 具体的な取組◇

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に改正し、ポイ捨てや路上喫煙等を禁止し、重点区域での違反者には過料を科すなど、環境マナーの普及啓発を強化します。

- 4－1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
- 4－2 エネルギーの効率的利用の促進

◇4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策 具体的な取組◇

第 2 次地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。

オゾン層保護やフロン使用・回収の重要性について意識啓発を行い、フロン回収・破壊法の一部改正に伴い、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた管理の適正化に努めます。

◇4-2 エネルギーの効率的利用の促進 具体的な取組◇

エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。

再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大を促進します。

公用車の低公害車、低燃費車などへの入替えを進めます。

- 5－1 大気環境の保全
- 5－2 水質環境の保全
- 5－3 騒音・振動・悪臭防止
- 5－4 地質環境の保全

◇5-1 大気環境の保全 具体的な取組◇

光化学スモッグ、PM2.5 の注意報等の情報を、防災行政無線、市のホームページやまめメールにより住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。

産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決のため、被害者の会、弁護士、市の 3 者で協議し、公害等審査会への調停申請など、様々な対策を行います。

連続立体交差事業により、踏切渋滞を解消し、温室効果ガスの排出を抑制します。

◇5-2 水質環境の保全 具体的な取組◇

◇5-3 騒音・振動・悪臭防止 具体的な取組◇

連続立体交差事業及び関連する道路整備等を促進し、鉄道騒音及び道路騒音の低減を行います。

◇5-4 地質環境の保全 具体的な取組◇

市内全域について任意に抽出した 3 5 か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施します。

地下水汚染のモニタリング調査を継続し、浄化対策も取り組み、工場、事業所への指導を行います。

◇環境指標等◇

環境指標の項目		変更後		変更前		備 考	環境指標の項目		変更後		変更前		備 考
		現在値等	将来目標値	現在値等	将来目標値				現在値等	将来目標値	現在値等	将来目標値	
1-1	◎自然観察会などのイベント開催数	10回／年	12回／年	9回／年	12回／年	みどりと水のまちづくり課	4-1	◎エコアクション21登録事業者数	7社	10社	4社	増加	環境保全課
里山の保全と活用							◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減(※)t-CO2	18,842.0	19,940	23,208.1	21,815.6	第2次実行計画の目標値を掲載、目標年度は、平成28年度(変更前) COP21の目標に向けた国の目標をもとに設定 ()内数値は、市の事業に伴って発生する二酸化炭素量で、総排出量が環境指標となっていますが、目安として表記しているものです。 また、環境指標の表記についても野田市地球温暖化対策実行計画が制定されたことにより、変更しております。	
1-2							◎自然保護活動団体との協働事業数	3件	4件	3件	増加		
1-3	◎冬期湛水事業による再生湿地数	8か所	8か所	1か所	7か所	農政課							
生物の多様性の確保													
2-2	◎水辺広場の数	1か所	3か所	1か所	増加	農政課	地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	電気の使用に伴う排出	(8,709.3)		-	(8,325.0)	
ふれあえる水辺づくり	(親水公園数)							燃料の使用に伴う排出	(3,566.1)		-	(4,080.0)	
2-3	◎景観形成対象地区数	0か所	31年に策定予定	0か所	景観基本計画を策定し、地区数を設定	都市計画課		自動車の使用に伴う排出	(10.6)		-	(22.6)	
良好な景観の形成								廃棄物の焼却に伴う排出	(6,507.2)		-	(9,335.0)	
2-4	◎指定文化財の件数(指定文化財の件数)	35件	37件	32件	増 加	社会教育課		し尿の処理に伴う排出	(48.8)		-	(53.0)	
歴史的文化的遺産の保護・継承								4-2	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	75台	増加	15台	
3-1	◎市民一人1日当たりのごみ排出量	604.19g／人・日	447g／人・日	648.96g／人・日	減少	清掃計画課	5-1	硫黄酸化物(野田)	0.002ppm	環境基準達成	0.004ppm	環境基準達成	環境保全課 環境基準 二酸化硫黄 0.04ppm(日平均値) 二酸化窒素 0.04ppm(県環境目標値) 浮遊粒子状物質 0.1mg/m3(日平均値)
廃棄物の減量化の推進							窒素酸化物(野田)	0.031ppm	0.034ppm				
3-2	◎ごみの資源化率	29.29%	増加	24.12%	増加	清掃計画課	窒素酸化物(桐ヶ作)	0.023ppm	0.031ppm				
資源化の推進							浮遊粒子状物質(野田)	0.049mg/m ³	0.065mg/m ³				
3-3	◎ごみの不法投棄指導件数	55件	40件	45件	減少	清掃一課	浮遊粒子状物質(桐ヶ作)	0.060mg/m ³	0.086mg/m ³				
3-4	◎環境美化運動参加人数	27,212人	27,300人	24,689人	増加	環境保全課	◎光化学オキシダント						
環境マナーの普及啓発							野田 環境基準を超えた日数	93日	80日以下	92日	減少	環境保全課 環境基準 1時間値が 0.06ppm 以下	
							野田 環境基準を超えた時間数	486時間	350時間以下	471時間	減少		
							桐ヶ作 環境基準を超えた日数	97日	90日以下	97日	減少		
							桐ヶ作 環境基準を超えた時間数	531時間	420時間以下	462時間	減少		
6-1	◎こどもエコクラブの登録数	1クラブ	5クラブ	0クラブ	5クラブ	環境保全課	5-2	◎河川におけるBOD75%値					
環境教育・環境学習の推進	◎小中学校での環境教室実施校	20校	全校	全校	現状維持	指導課	水質環境の保全	利根川	1.0mg/l	環境基準達成	1.2mg/l	環境基準達成	環境保全課 環境基準 江戸川、利根川;2mg/L 以下 利根運河;3mg/L 以下
6-3	◎市民講座・イベント回数	23回	現状維持	15回	増加	社会教育課		江戸川	0.9mg/l		1.5mg/l		
環境保全活動の拠点づくり、組織づくり	◎環境活動団体数	9団体	9団体	9団体	増加	みどりと水のまちづくり課		利根運河	4.2mg/l		7.5mg/l		
冬期湛水 28年度から9ヶ所達成 ①台町②二川(平成)③木間ヶ瀬1④木間ヶ瀬2⑤岡田⑥船形⑦目吹⑧木野崎⑨江川 中干し時期の延期 通常は、6月末に水切りを実施し、8月頃再度水を張りをするところを水切り時期を7月10日まで延期し、赤ガエルのオタマジャクシからカエルになるまでの生育環境を保全する。								◎公共下水道普及率	64.70%	67%	55.21%	増加	下水道課
								◎地盤沈下の発生状況	0km ²	0	0km ²	現状維持	環境保全課
							5-3	◎有機塩素系化合物(検出率)	0%	0	0%	現状維持	
								◎硝酸性窒素および亜硝酸性窒素(検出率)	14.28%	減少	34.30%	減少	